

ア ユ I・YOUスポーツ&カルチャークラブ会員規則

(目的)

第1条 この規則は、I・YOUスポーツ&カルチャークラブ規約（以下「規約」という）の規定に基づき、

会員の必要事項について定めることを目的とする。

(会員)

第2条 規約第5条の会員とは、次に掲げるものをいう。

- 1 正会員 (1) 個人会員
(2) ファミリー会員
- 2 ビジター会員 各回ごとに参加するもの
- 3 賛助会員 クラブの趣旨に賛同し、活動を支援するもの

(会費及びスポーツ安全保険料)

第3条 規約第7条の会費（保険料込み）を次のとおり定める

1 会費（保険料込み）

会員区分		入会月	(4・5・6月)	(7・8・9月)	(10・11・12月)	(1月)	(2月)	(3月)
		入会	入会	入会	入会	入会	入会	入会
正会員 個人	一般(高校生以上)	7,000円	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	
	ジュニア (中学生以下)	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	
正会員 ファミリー	3人の場合	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円	
	(2人の場合)	(10,000円)	(8,000円)	(6,000円)	(4,000円)	(3,000円)	(2,000円)	
	4人目から (1人につき)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
ビジター会員		1回 300円						
賛助会員		1口 2,000円	活動支援金として					

2 会費は前納とし、年度ごとに支払うこととする。

3 会員は、加入する保険の内容を十分理解し、万一事故等が発生した場合は保険の対象範囲内でのみ請求をおこない、クラブ及び関係者に損害賠償を請求しないものとする。

(会員の責務)

第4条 会員は規約及び本規則を遵守し活動を行う。

(附則)

本規則は、平成21年6月28日から施行する。

本規則は、平成26年5月 2日から施行する。

本規則は、平成27年5月 1日から施行する。

本規則は、平成29年3月30日から施行する。

本規則は、令和元年6月4日から施行する。